平成２５年（フ）第３６０９号
埼玉県久喜市佐間283―１―８
債務者　酒井　宝広
１　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６１８号
東京都武蔵村山市学園１丁目28―１―103
債務者　小林　寿三
１　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６１９号
東京都足立区六月３丁目14―１―201
債務者　三上　文子
１　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６２０号
東京都大田区東雪谷２丁目26―１―205
債務者　金澤美佐穂
１　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６３０号
神奈川県横須賀市吉井２丁目７―25　コーポサカエバタケＤ号
債務者　和賀　京子
１　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６３２号
東京都葛飾区立石３丁目13―11―202
債務者　酒井　良和
１　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６３４号
神奈川県川崎市幸区北加瀬３丁目６－２－301　小泉秀夫方、住民票上の住所東京都江東区千田11―13―201
債務者　橋本　大潤
１　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１８号
横浜市旭区白根８丁目24番10号　古谷荘２号室
債務者　田邉　豊
１　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月５日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５７０号
横浜市港北区樽町２丁目４番５号　ウエストヴァリー樽町302
債務者　佐藤　徳治
１　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２６号
東京都青梅市東青梅３丁目10番地の３グランドスラム青梅302
債務者　芹澤　博昭
１　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４８３号
横浜市金沢区並木２丁目７番６―202号
債務者　白坂　　丈
１　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月７日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２７号
東京都府中市四谷３丁目15番地の２
債務者　早坂　美保
１　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１９号
岡山県津山市山方1740番地
債務者　田中　敦興
１　決定年月日時　平成25年４月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月24日午前11時
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第５号
熊本県阿蘇市蔵原917番地21
債務者　岡山　博昭
１　決定年月日時　平成25年４月９日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月11日午前11時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２５年（フ）第３４２２号
千葉県千葉市花見川区朝日ケ丘１丁目21―36
債務者　増田　良隆
１　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部